令和８年１０月２７日宣告

令和８年（わ）第７２号、同第８６号

詐欺被告事件

主　　文

被告人を拘禁刑２年２月に処する。

この裁判が確定した日から４年間その刑の執行を猶予する。

理　　由

【犯罪事実】

＜Ａ（以下「Ａ」という。）が被害者である事件＞

被告人は、令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで、当時の青森県中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室保護課主事として、生活保護に関する業務等に従事し、生活保護費受給者であるＡの支援を担当していたところ、かねてから、Ａに対し、Ａには生活保護費が過払されており、Ａは過払分の生活保護費を毎月２万円ずつ返還する必要があると虚偽の事実を告げ、Ａにその旨誤信させていた。そして、被告人は、Ａが誤信していることに乗じて、Ａから生活保護費の過払金返還名目で現金をだまし取ろうと考え、真実は、Ａに対する生活保護費が過払である事実はなく、受領した現金を自らの用途に費消する意図であるのに、これを秘して、後記第１から第３のとおり、Ａを欺いて財物を交付させた。

第１　令和８年４月９日、青森県北津軽郡（住所省略）にあるＡ方車庫において、Ａに対し、生活保護費の過払金を回収するとうそを言い、Ａにその旨誤信させ、よって、同日、同所において、Ａから現金２万円の交付を受けた。

第２　同年５月１２日、前記Ａ方車庫において、Ａに対し、生活保護費の過払金を回収するとうそを言い、Ａにその旨誤信させ、よって、同日、同所において、Ａから現金２万円の交付を受けた。

第３　同年６月１３日、前記Ａ方車庫において、Ａに対し、生活保護費の過払金を回収するとうそを言い、Ａにその旨誤信させ、よって、同日、同所において、Ａから現金２万円の交付を受けた。

＜Ｂ（以下「Ｂ」という。）が被害者である事件＞

被告人は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで、青森県中南福祉事務所保護課主事として、生活保護に関する業務等に従事し、生活保護費受給者であるＢの支援を担当していたところ、Ｂから生活保護費の過払金返還名目で現金をだまし取ろうと考え、真実は、Ｂに対する生活保護費が過払である事実はなく、受領した現金を自らの用途に費消する意図であるのに、これを秘して、後記第４から第６のとおり、Ｂを欺いて財物を交付させた。

第４　令和７年１２月１８日、青森県南津軽郡（住所省略）にあるＣ館駐車場に駐車中の自動車内において、Ｂに対し、生活保護費の過払金１０万円を返還する必要があるとうそを言い、Ｂにその旨誤信させ、よって、同日、同所において、Ｂから現金１０万円の交付を受けた。

第５　令和８年１月１６日、前記Ｃ館駐車場に駐車中の自動車内において、Ｂに対し、生活保護費の過払金１２万６０００円を返還する必要があるとうそを言い、Ｂにその旨誤信させ、よって、同日、同所において、Ｂから現金１２万６０００円の交付を受けた。

第６　同年２月１７日、前記Ｃ館駐車場に駐車中の自動車内において、Ｂに対し、生活保護費の過払金３万５０００円を返還する必要があるとうそを言い、Ｂにその旨誤信させ、よって、同日、同所において、Ｂから現金３万５０００円の交付を受けた。

【法令の適用】

罰　　条　　判示第１から第６の各行為について、いずれも刑法２４６条１項

併合罪の処理　　刑法４５条前段、４７条本文、１０条（犯情の最も重い判示第３の罪の刑に法定の加重）

刑の全部の執行猶予　　刑法２５条１項

訴訟費用の不負担　　刑訴法１８１条１項ただし書

なお、Ｂを被害者とする各事件（判示第４から第６）について、被告人は、Ａを被害者とする事件で保釈された翌日に、警察署に電話をかけ、Ｂからも現金をだまし取っていたことを申告している。同申告の時点で、捜査機関が余罪の有無について被告人を追及していたわけではないから、被告人の申告は、自発的なものであり、かつ、犯行が発覚する前になされたものであると認められ、自首が成立する。ただし、自首が成立することは、量刑の一事情として考慮すれば足り、法律上の減軽をする必要は認められない。

【量刑の理由】

１　生活保護費受給者である被害者らは、実施機関である青森県の指導や指示に従う義務を負っており、被害者らを担当するケースワーカーであった被告人は、被害者らにとって生活保護の受給を左右し得る存在である。そのような被告人から、生活保護費が過払されているので返還する必要があると言われれば、被害者らとしては被告人の言葉を信じるしかない。本件犯行は、被告人が、現に又は過去に被害者らを担当するケースワーカーの地位にあったことを悪用して、被害者らの信頼を裏切り、数か月にわたり繰り返し被害者らから現金をだまし取ったもので、犯行態様は悪質である。被害金額は合計約３２万円に上っており、限られた収入や財産で生活していた被害者らにとっては高額である。

被告人は、犯行のきっかけについて、就労支援を行っても被害者らが就労に前向きでなく、生活保護費を浪費していると感じたことなどから、自分の仕事がばかばかしくなり、所持金が減れば変わるのではないかと

思ったと述べる。しかし、被告人の思考は、自らの助言指導が正しいのにそれに従わない被害者らが悪いという独りよがりな正義を振りかざし、金銭をだまし取られても仕方がないと被害者らを見下す驕りである。このことは、被告人が、犯行を繰り返す中で、だまし取った金銭を自らの遊興費に充てることでストレスを発散する思考に変化したことからも明らかである。したがって、犯行のきっかけが、弁護人が指摘するような義憤、公憤であったとは到底評価できず、被告人は、一人の人間である被害者らを軽んじていたもので、その責任を軽減する事情はない。

以上の検討を踏まえると、被告人の責任に見合う刑の重さは、拘禁刑２年６月程度が相当である。

２　その上で、被告人の刑を決めるに当たっては、以下の事情も認められる。

被告人は、被害者らに対し、余罪も含めた被害金額全額を弁償しており、一連の犯行による被害は一定程度回復されている。また、被害者のうちの一人にかかる事件（判示第４から第６）については、自首が成立する。加えて、被告人の妻が証人として出廷し、犯行の原因は一人で考えすぎたからではないかと思う、今後は被告人と話し合い、支えていきたいと述べ、被告人の支援を約束している。被告人も、被害者らに対する歪んだ見方について考えが深まっているとはいいがたいが、何でも抱え込んでしまう短所があると自覚したので、今後は家族など周囲に相談したいと述べており、更生の意思を示している。これらの事情は、被告人の刑を軽減する事情として考慮すべきである。

そこで、被告人に対しては、主文の刑を科した上で、前科がないことも併せて考慮して、執行猶予の期間を比較的長期の４年と定めた上で、その刑の執行を猶予し、社会内で更生する機会を与えるのが相当であると判断した。

【検察官安田真也、国選弁護人Ｄ各出席】

【求刑　拘禁刑２年２月】

令和８年１０月２７日

青森地方裁判所弘前支部

裁判官　　楠　　山　　喬　　正